

第三国集団研修評価報告書
～ マレーシア「PFP基準・適合性」
タイ王国「PFP工業所有権」～

平成12年1月
(2000年1月)

国際協力事業団
アジア第一部

序 文

第三国研修とは、社会的、文化的、言語的に共通の基盤を持つ同一の開発途上地域に研修実施国を選定し、そこに当該地域内の途上国から研修員を受け入れ、現地事情により適合した適正技術、知識の移転を図るとともに、これにより開発途上国間技術協力（TCDC）の推進に寄与することを目的としています。

マレーシア第三国集団研修「PFP基準・適合性」は、基準・認証制度を整備、体系化するための人材を育成することにより、域内メンバーの産業発展を図るとともに、貿易・投資の自由化に資することを目的にSIRIMにて実施されています。本コースは平成8年度のコース開始以来、平成11年度までに4回のコースが実施されてきました。

また、タイ第三国研修「PFP工業所有権」は、工業所有権保護に関する国際規約を遵守するとともに、出願事務、方式審査等の機械化を促進する人材を育成することにより、工業所有権制度の制定、運用に関する理解を深めることを目的に商務省知的財産局（DIP）にて実施されています。本コースも平成8年度のコース開始以来、平成11年度までに4回のコースが実施されてきました。

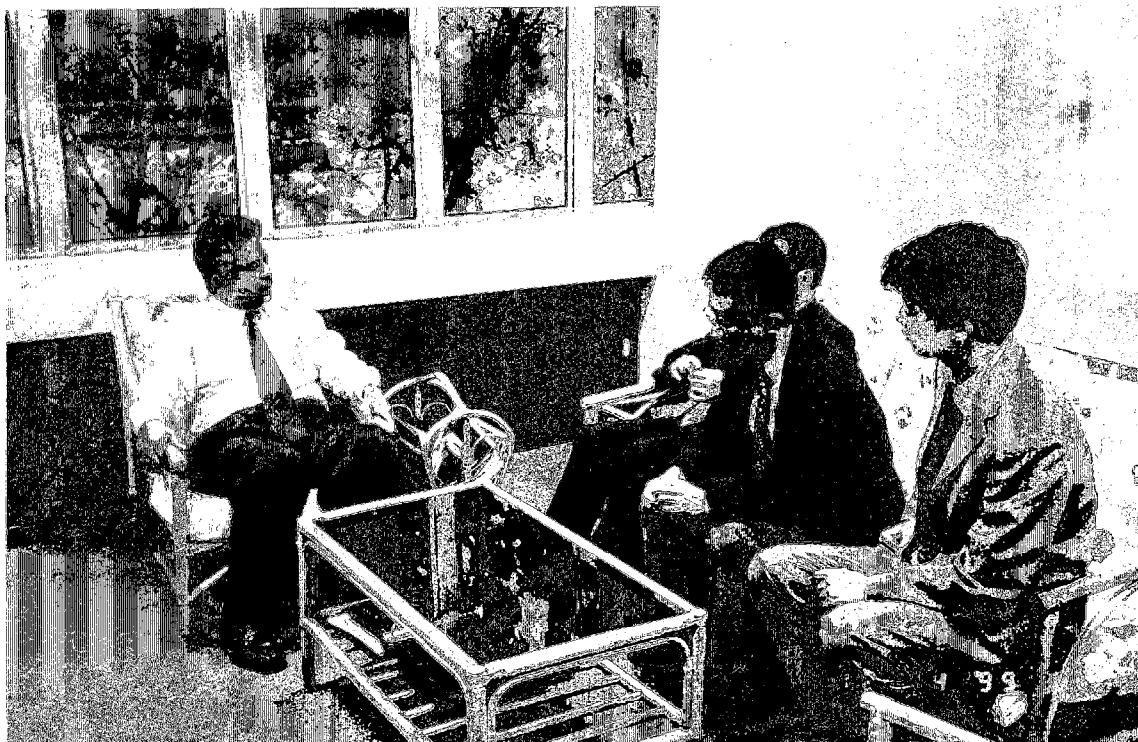
本報告書は、同研修の第1回から第4回コースを総合的に評価するため、平成11年（1999年）12月12日から12月23日まで当事業団が派遣した終了時評価調査団の調査結果を取りまとめたものです。

本調査の実施に際し、ご協力いただいた在マレーシアおよび在タイ日本国大使館、外務省、通商産業省、特許庁、マレーシアおよびタイ関係諸機関に対し、深い謝意を表する次第です。

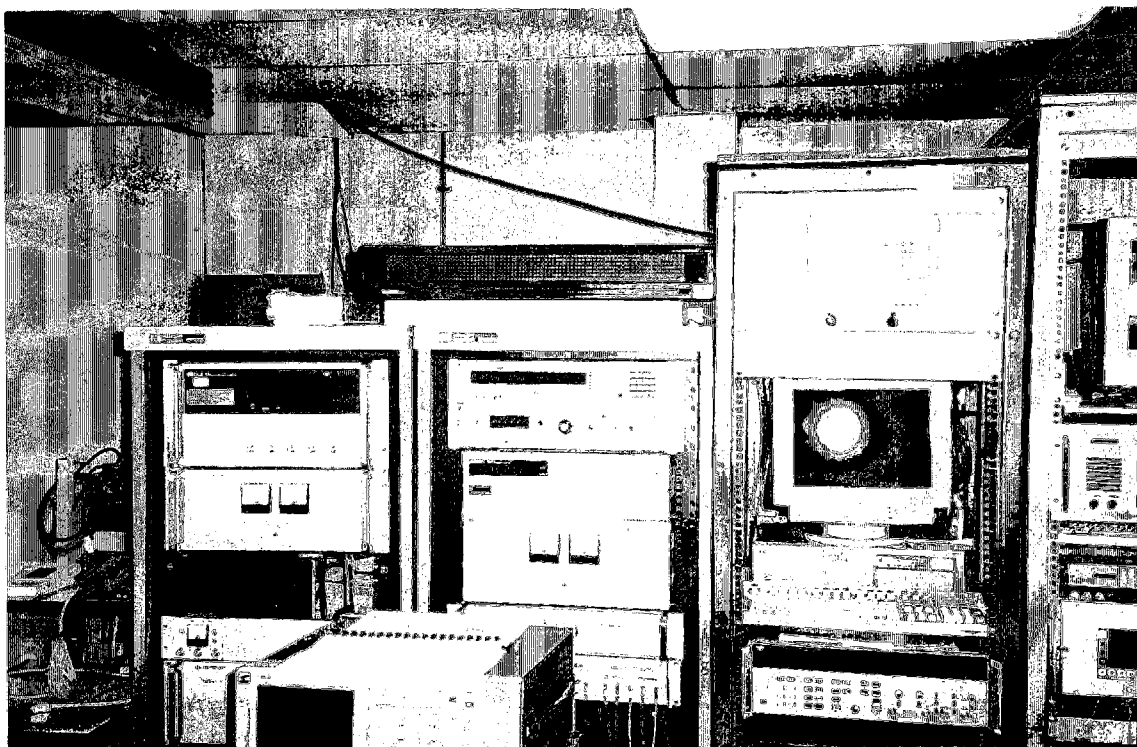
平成12年（2000年）1月

国際協力事業団

アジア第一部長 松岡 和久



▲マレーシア SIRIM 計量センターでの協議



▲ Malaysia Standard Time (於 : SIRIM)



▲タイ DIP との協議



▲ミニッツ署名（於：DIP）

目 次

序文

写真

第1章 終了時評価調査団の派遣	1
1 - 1 調査団派遣の経緯と目的	1
1 - 2 調査団の構成	2
1 - 3 調査団の日程	3
1 - 4 終了時評価の方法	3
1 - 5 主要面談者	3
第2章 第三国集団研修コース概要	6
2 - 1 マレーシア「PFP基準・適合性」	6
2 - 2 タイ「PFP工業所有権」	8
第3章 総括	12
3 - 1 マレーシア「PFP基準・適合性」	12
3 - 2 タイ「PFP工業所有権」	12
第4章 評価結果の概要	14
4 - 1 マレーシア「PFP基準・適合性」	14
4 - 2 タイ「PFP工業所有権」	21
第5章 APEC/PFPの枠組みによる今後の協力の方向性	27

資料

1 - 1 マレーシア第三国集団研修「PFP基準・適合性」終了時評価に係るPDM	31
1 - 2 タイ第三国集団研修「PFP工業所有権」終了時評価に係るPDM	32
2 - 1 マレーシア第三国集団研修「PFP基準・適合性」終了時評価シート	33
2 - 2 タイ第三国集団研修「PFP工業所有権」終了時評価シート	37
3 - 1 マレーシア第三国集団研修「PFP基準・適合性」R/D	41
3 - 2 タイ第三国集団研修「PFP工業所有権」R/D	52

4 - 1	マレーシア第三国集団研修「PFP基準・適合性」ミニッツ	67
4 - 2	タイ第三国集団研修「PFP工業所有権」ミニッツ	81
5	クエスチョネア	97